

「月々に月見る月は多けれど月見る月はこの月の月
(詠み人知らず)」

今回のお月見会は奈良観光大使・高井俊彦様(吉本興業所属)のご協力で近隣公園に来られた人々は終始笑い・笑い・笑いで盛り上がり、名月も満喫できました。楽しいイベントを企画すると人々は喜んで参加して下さる。そんな勇気を頂きましたので、1月 トンド焼き、4月 桜祭り、7月 第2団地盆踊、8月 花火大会、9月 お月見会、10月 防災訓練、12月 年末餅つき会。この様なイベントを、公園を舞台に皆さんの協力を頂きながら実施して地域の人々が楽しく、憩える右京地区にして行きたい。

令和5年度右京お月見会



③朱雀ふれあい公園(平城第2号公園)

広大な公園を整備するため、地域で“ふれあい公園支援会”を立ち上げ、平成28年から中長期計画で奈良市と協働し、整備しております。令和2年度にトイレの新築、令和3年度に大型遊具の新設とコミュニティスポーツ会館の駐車場増設整備、令和4年度にテニスコート横駐車場の新設、令和5年度に時計台広場周辺のバリアフリー化大規模整備を実施いたしました。また、改修・整備をすすめるとともに住民による「キッチンカーフェスタ」や子供たちとの「水遊びイベント」などの活用も進めています。

今後もさらに公園全体の整備や活用を続け、老若男女問わず親しまれる公園にしていきます。

朱雀ふれあい公園のイベントなど



子どもたちが選定した大型遊具と住民で陶板「朱雀」を設置した新築のトイレ



キッチンカーフェスタ



子供たちとの水遊びイベント



出店やイベント満載の夏祭り

奈良市環境清美工場「公害調停」の経過

1 平成15年8月26日約3,200人の住民が、清掃工場の稼働に伴う健康及び生活上の被害をなくすため公害調停を申立てました。そして、平成17年12月26日調停が成立しました。

成立した調停では次のようなことが決まりました。

- ①平成20年3月末日を目標として、新施設の用地の候補地を選定すること。
- ②平成23年3月末日を目標として、新施設用地を確定すること。
- ③新施設の用地確定後速やかに新施設の建設工事に着手すること。

2 この公害調停に至る経緯などを紹介します。この記述は概ね奈良市清掃工場公害調停申請人の会発行「奈良市清掃工場公害調停の記録」に基づくものです。

- i 左京5丁目で焼却炉3基が初稼働したのは昭和46年のことでした。その後増設や建替えがありました。
- ii 平成4年、清掃工場の直近に左京小学校と左京幼稚園の建設計画が発表され、その説明会席上、「将来は清掃工場移転を約束する。」旨発言がなされました。続いて市から、第2工場を現地以外に建設する計画も発表されました。
- iii 同年9月、焼却炉の排ガスから730ng/m³のダイオキシンが測定されました。これは国が平成10年に定めた新設炉についての規制値の7,300倍の濃度です。地元住民は創業以来20年以上被曝してきたことになりました。
- iv 平成7年、大川市長が危機分散のため第二工場が必要なこと、平成12年度までに建設する意向を表明しました。ところが、平成13年になっても移転計画は実現せず、左京自治連合会はこれに抗議し「清掃工場撤去促進委員会」を発足させました。
- v 長年にわたる、住民の要望や決議に対して奈良市の対応は誠意のないものでした。そこで、清掃工場の移転と操業停止を求める公害調停を申立てました。

3 申請人らの主張

申請人らは、次のような主張をしています。

i 焼却による環境汚染の問題

ダイオキシン等様々な有害物質が排出されること。国の規制値は排出物が空气中で希釈されることを前提としているが奈良市の清掃工場の煙突が低いため拡散倍率が大幅に低いことが指摘されています。

ii 立地問題

「計画標準(案)」(1960年建設省)に照らし、市街地および市街地予定区域との距離、学校、病院、住宅群または公園との距離が著しく悪いことは明らかとしています。

iii 奈良市による移転約束

1992年に奈良市職員が、将来清掃工場を移転すると説明していたことも調停申請の大きな理由となっていました。

iv 住民間不平等の問題

この焼却炉が稼働を始めてから既に50年以上経過しています(この原稿執筆時)。特定の住民が長期間にわたり不利益をこうむる不平等を、住民の時間差による持ち回りによって解消することも必要と主張しています。

4 調停成立後

調停条項では成立後10年間程度で新しい工場が設置され稼働することを想定されていました。今は、調停成立から19年になろうとしています。住民は一日も早い移転を求めるものです。最近一部の人から現地建替えを検討すべきとの意見も出ているようですが、3,000人を超える住民と市とが交わした合意を市が一方的に反故に出来ることはあり得ません。地元住民は、調停の趣旨にしたがい早期に移転されることと操業が停止されることを願っています。

